

向日葵のひざしセレクト運営規程
(福祉用具貸与及び販売事業所)

(事業の目的)

第1条 株式会社BIG TREE が開設する向日葵のひざしセレクト（以下「事業所」という。）が行う福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具或いは特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与或いは特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具或いは特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与或いは特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能維持又は改善を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 向日葵のひざしセレクト
- (2) 所在地 愛知県岡崎市欠町字金谷 10 番地 1 S&S ビル 301 号室

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 福祉用具専門相談員 2 名以上（常勤換算）
福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画、介護予防福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画、又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成・変更等を行い、サービスの提供に当たる。
- (3) 事務職員 1 名以上
事業所の事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9：00～18：00とする。

(事業の提供方法、取り扱う種目)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

福祉用具、特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下、「福祉用具等」という。）が適切に選定され、かつ使用されるよう、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づき相談に応じるとともに、カタログ等を示して福祉用具等の機能、使用方法、福祉用具の利用料或いは特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の販売費用の額等に関する情報（福祉用具の貸与については、全国平均貸与価格や、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を含む。）を提供する。

貸与又は販売する福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

利用者の身体の状態等に応じて福祉用具等の調整を行うとともに、当該福祉用具等の使用方法、使用上の留意

事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具等を使用いただきながら使用方法の指導を行う。

- 2 取り扱う種目は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与にあつては、厚生労働大臣の定める全種目とする。
特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売にあつては、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器とする。

(利用料又は販売費用の額、その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料又は販売費用の額は、カタログのとおりとする。

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、月途中のサービス提供の場合は、日割り計算を行う。ただし、レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額とする。

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、事業所が受領委任払い制度の登録事業所である場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、登録事業所でない場合は、いったん購入費全額（償還払い方式）とする。（償還払い方式の手続きについては、事業所にお問い合わせください。）

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり55円（税込み）を徴収する。
- 3 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、愛知県全域とする。

(身体拘束の禁止)

第9条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。

(高齢者の虐待防止)

第10条 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(業務継続計画の策定)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防と蔓延防止)

第13条 事業所は、感染症の予防と蔓延防止のため、次の措置を講ずる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 2 感染症及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回定期的に実施する。
(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 福祉用具の消毒については、熱湯による消毒や消毒薬を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒するものとする。

なお、福祉用具の消毒・保管等の委託先については、次のとおりとする。

法人名(事業所名) 株式会社サンネットワークマエダ サンネットワーク東海メンテナンスセンター
事業所所在地 愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地37

- 5 事業所は、利用者に関するサービス等の記録を、そのサービスの完結の日から5年間保管する事。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社BIG TREEと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。